



市章

大津市公報

令和3年3月26日
号外(第12号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 条 例

1	令和3年度における市長等の給与の特例に関する条例	2
2	大津市まちなか交流館条例を廃止する条例	2
3	大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	2
4	大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	3
5	大津市手数料条例の一部を改正する条例	3
6	大津市特別会計条例の一部を改正する条例	6
7	大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例	6
8	大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6
9	大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	6
10	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	11
11	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	12
12	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	14
13	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	15
14	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	19
15	大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	21
16	大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	23
17	大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	26
18	大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	28
19	大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	28
20	大津市介護保険条例の一部を改正する条例	29
21	大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	29
22	大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	32
23	大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	35
24	大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	38
25	大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	40
26	大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	47
27	大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	49

28 大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....56

29 大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....58

30 大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....66

31 大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部を改正する条例.....69

32 大津市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例.....70

33 大津市道路占用料条例の一部を改正する条例.....71

34 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....71

35 大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例.....72

36 大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例.....72

37 大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例.....72

条 例

令和3年度における市長等の給与の特例に関する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第1号

令和3年度における市長等の給与の特例に関する条例

市長、副市長、公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における給料月額、大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）第3条第1項、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）第3条第1項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）第3条第1項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）第3条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の10（常勤の監査委員にあっては、100分の3.8）に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大津市まちなか交流館条例を廃止する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第2号

大津市まちなか交流館条例を廃止する条例

大津市まちなか交流館条例（平成27年条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第3号

大津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の旅費に関する条例（昭和32年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「1日当たりの定額又は実費額」を「実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

車賃の額は、実費額による。

第16条第2項中「。以下同じ」を削る。

第21条を次のように改める。

(在勤地内の旅行の旅費)

第21条 在勤地内における旅行については、鉄道賃(第13条第1項第1号に掲げるものに限る。)又は車賃に限り、支給する。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第4号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤健司

大津市条例第5号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第19項第4号ア中「第30条第8項(同法第31条第2項)」を「第35条第8項(同法第36条第2項)」に改め、同号イの表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
-----------------------------	---------

別表第19項第4号イの表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イの表備考中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、別表第19項第58号中「第11条の4第1項第1号」を「第11条の3第1項第1号」に改め、同表第32項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同項第1号中「16,000円」を「16,800円」に、「12,600円」を「13,200円」に改め、同項第2号中「喫茶店営業」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に、「9,600円」を「10,100円」に、「7,600円」を「8,000円」に改め、同項第3号中「菓子製造業」を「食肉販売業」に、「14,000円」を「10,100円」に、「11,000円」を「8,000円」に改め、同項第4号中「あん類製造業」を「魚介類販売業」に、「14,000円」を「10,100円」に、「11,000円」を「8,000円」に改め、同項第5号中「アイスクリーム類製造業」を「魚介類競り売り営業」に、「14,000円」を「23,100円」に、「11,000円」を「18,200円」に改め、同項第6号中「乳処理業」を「集乳業」に、「22,000円」を「10,100円」に、「17,300円」を「8,000円」に改め、同項第7号中「特別牛乳搾取処理業」を「乳処理業」に、「22,000円」を「23,100円」に、「17,300円」を「18,200円」に改め、同項第8号中「乳製品製造業」を「特別牛乳搾取処理業」に、「22,000円」を「23,100円」に、「17,300円」を「18,200円」に改め、同項第9号中「集乳業」を「食肉処理業」に、「9,600円」を「23,100円」に、「7,600円」を「18,200円」に改め、同項第10号中「乳類販売業」を「食品の放射線照射業」に、「9,600円」を「23,100円」に、「7,600円」を「18,200円」に改め、

円」に改め、同項第11号中「食肉処理業」を「菓子製造業」に、「22,000円」を「14,700円」に、「17,300円」を「11,600円」に改め、同項第12号中「食肉販売業」を「アイスクリーム類製造業」に、「9,600円」を「14,700円」に、「7,600円」を「11,600円」に改め、同項第13号中「食肉製品製造業」を「乳製品製造業」に、「22,000円」を「23,100円」に、「17,300円」を「18,200円」に改め、同項第14号中「魚介類販売業」を「清涼飲料水製造業」に、「9,600円」を「23,100円」に、「7,600円」を「18,200円」に改め、同項第15号中「魚介類競り売り営業」を「食肉製品製造業」に、「22,000円」を「23,100円」に、「17,300円」を「18,200円」に改め、同項第16号中「魚肉練り製品製造業」を「水産製品製造業」に、「16,000円」を「16,800円」に、「12,600円」を「13,200円」に改め、同項第17号中「食品の冷凍又は冷蔵業」を「冰雪製造業」に、「22,000円」を「23,100円」に、「17,300円」を「18,200円」に改め、同項第18号中「食品の放射線照射業」を「液卵製造業」に、「22,000円」を「23,100円」に、「17,300円」を「18,200円」に改め、同項第19号中「清涼飲料水製造業」を「食用油脂製造業」に、「22,000円」を「23,100円」に、「17,300円」を「18,200円」に改め、同項第20号中「乳酸菌飲料製造業」を「みそ又はしょうゆ製造業」に、「14,000円」を「16,800円」に、「11,000円」を「13,200円」に改め、同項第21号中「冰雪製造業」を「酒類製造業」に、「22,000円」を「16,800円」に、「17,300円」を「13,200円」に改め、同項第22号中「冰雪販売業」を「豆腐製造業」に、「14,000円」を「14,700円」に、「11,000円」を「11,600円」に改め、同項第23号中「食用油脂製造業」を「納豆製造業」に、「22,000円」を「14,700円」に、「17,300円」を「11,600円」に改め、同項第24号中「マーガリン又はショートニング製造業」を「麺類製造業」に、「22,000円」を「14,700円」に、「17,300円」を「11,600円」に改め、同項第25号中「みそ製造業」を「そうざい製造業」に、「16,000円」を「23,100円」に、「12,600円」を「18,200円」に改め、同項第26号中「しょうゆ製造業」を「複合型そうざい製造業」に、「16,000円」を「27,100円」に、「12,600円」を「23,500円」に改め、同項第27号中「ソース類製造業」を「冷凍食品製造業」に、「16,000円」を「23,100円」に、「12,600円」を「18,200円」に改め、同項第28号中「酒類製造業」を「複合型冷凍食品製造業」に、「16,000円」を「27,100円」に、「12,600円」を「23,500円」に改め、同項第29号中「豆腐製造業」を「漬物製造業」に、「14,000円」を「14,700円」に、「11,000円」を「11,600円」に改め、同項第30号中「納豆製造業」を「密封包装食品製造業」に、「14,000円」を「23,100円」に、「11,000円」を「18,200円」に改め、同項第31号中「麺類製造業」を「食品の小分け業」に、「14,000円」を「14,700円」に、「11,000円」を「11,600円」に改め、同項第32号中「そうざい製造業」を「添加物製造業」に、「22,000円」を「23,100円」に、「17,300円」を「18,200円」に改め、同項第33号及び第34号を削り、同表第61項第1号ア(7)の表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	292,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円）
-----------------------------	---------------------------------------

別表第61項第1号ア(7)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(4)の表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	116,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円）
-----------------------------	---------------------------------------

別表第61項第1号ア(4)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、別表第62項第1号ア(7)の表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円
-----------------------------	----------

別表第62項第1号ア(7)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(7)の表備考中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、同号ア(4)の表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円
-----------------------------	----------

別表第62項第1号ア(4)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの項中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(4)の表備考中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、同号イ(7)の表300平方メートル未満のもの項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	33,000円
-----------------------------	---------

別表第62項第1号イ(7)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものの中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(7)の表備考中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、同号イ(4)の表300平方メートル未満のものの中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、同号イ(4)の表300平方メートル未満のものの中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、同項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	28,000円
-----------------------------	---------

別表第62項第1号イ(4)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものの中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(4)の表備考中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め、別表第62項第2号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号ア(7)の表300平方メートル未満のものの中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）
-----------------------------	---------------------------------------

別表第62項第2号ア(7)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものの中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(4)の表300平方メートル未満のものの中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）
-----------------------------	---------------------------------------

別表第62項第2号ア(4)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものの中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(7)の表200平方メートル未満のものの中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、別表第62項第3号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第4号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第29条第2項第3号」を「第34条第2項第3号」に改め、同項第5号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同項第6号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号ア(7)の表300平方メートル未満のものの中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同項の次に次のように加える。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、18,000円）
-----------------------------	--

別表第62項第6号ア(7)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものの中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(4)の表300平方メートル未満のものの中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、別表第62項第7号中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改める。

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円（評価書面等の添付がなされたものにあつては、18,000円）
-----------------------------	--

別表第62項第6号ア(4)の表300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものの中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(7) aの表200平方メートル未満のものの中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、別表第62項第7号中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改める。

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第19項第58号の改正規定は公布の日から、同表第32項の改正規定及び次項の規定は同年6月1日から施行する。
- 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「改正政令」という。）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例により営業を行う者がこの条例の施行の日以後当該営業について最初に行う食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可の申請（改正政令第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第26号及び第28号に係るものを除く。）については、引き続き同一の営業の許可について申請されたものとみなして、改正後の大津市手数料条例別表第32項各号（第26号及び第28号を除く。）の規定を適用する。

大津市特別会計条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第6号

大津市特別会計条例の一部を改正する条例

大津市特別会計条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市特別会計条例の規定は、令和3年度以後の歳入及び歳出について適用し、令和2年度の歳入及び歳出については、なお従前の例による。

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第7号

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例

大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第26条 この条例の規定は、移動することができるように設計された産業廃棄物処理施設であって規則で定めるものについては、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第26条の規定にかかわらず、同条の産業廃棄物処理施設のうち、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第5条第1項（同条例第19条第2項において準用する場合を含む。）に規定する事業計画書が提出されているものについては、なお従前の例による。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第8号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第9号

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条第1項第1号中「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」及び「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項前段中「において」を「において、」に、「には、」を「には」に改め、「同じ。）を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第2項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第80条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第80条において同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第80条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第80条において同じ。）を行う場合

第7条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「（保健師、助産師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第80条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第8条第2項前段中「において」を「において、」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第8条第6項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「前各項」を「第1項から第5項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第8条第3項中「前項」を「前2項」に、「従業者を」を「従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第25条第4項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に改める。

第29条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。

第39条中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第40条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第42条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第43条第2項中「指定児童発達支援事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第45条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第46条第1項中「次項」の次に「及び第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第47条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第53条第2項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第61条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。第78条中「第45条中」を「第45条第1項中」に改める。

第80条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項前段中「において」を「において、」に、「機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第80条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第87条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第92条第2項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第98条中「第40条」の次に「、第40条の2」を加える。

第103条中「第40条」の次に「、第40条の2」を加え、「第45条中」を「第45条第1項中」に改める。

第104条第1項中「、第2項及び第4項、第8条」を「から第3項まで及び第5項、第8条(第3項及び第6項を除く。)」に、「第80条第1項、第2項及び第4項」を「第80条第1項から第3項まで及び第5項」に、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「、第2項」を「同条第3項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「、第3項」に、「及び第2項」を「及び第3項」に、「第3項中「指定児童発達支援事業所」を「第4項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「、第2項」を「同条第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「、第3項」に改め、同条第2項中「第7条第5項及び第80条第5項」を「第7条第6項及び第80条第6項」に改める。

附則第2条中「及び第3項第1号」を「及び第4項第1号」に、「同条第3項第1号」を「同条第4項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、改正後の大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第4項及び第47条第2項(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第40条の2(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第40条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第43条第2項(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第46条第3項(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(旧指定児童発達支援事業者等に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び附則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新条例第7条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第7条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 8 旧指定児童発達支援事業者については、新条例第8条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第61条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新条例第61条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧条例第61条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第80条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新条例第80条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第80条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 13 この条例の施行の際現に旧条例第87条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新条例第87条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従

前の例による。

- 14 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧条例第87条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第10号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第4項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第7条第1項中「及び第4号」を削り、同条第2項中「第5号並びに」を「第4号並びに」に改める。

第15条第1項中「平成25年条例第7号」の次に「。第36条第3項において「指定障害福祉サービス等基準等条例」という。」を加える。

第27条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用する方法により開催することができるものとする。

第36条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(指定障害福祉サービス等基準等条例第195条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス等基準等条例第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第47条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第50条第2項中「指定障害者支援施設は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

- (2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 (3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第52条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
 (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第59条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第59条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
 (2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第59条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第47条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第50条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第11号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第46条」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第5項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第12条第1項中「及び第4号」を削り、同条第2項中「第2号ウ及び第5号」を「第2号ウ及び第4号」に改める。

第19条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第7号）第195条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第37条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「障害者支援施設は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

本則に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第46条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 4 年 3 月 31 日までの間、改正後の大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 3 項及び第 46 条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 37 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新条例第 39 条第 2 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(身体拘束等の禁止に係る経過措置)
- 5 施行日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、新条例第 41 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第 12 号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

- 第 2 条第 4 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。
第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 6 条第 2 項第 2 号中「第 17 条第 2 項」を「第 19 条第 2 項」に改め、同項第 3 号中「第 18 条第 2 項」を「第 20 条第 2 項」に改める。

第 18 条を第 20 条とし、第 17 条を第 19 条とし、第 16 条を第 18 条とする。

第 15 条第 2 項中「地域活動支援センターは、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第 21 条第 1 号において「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第 15 条を第 17 条とし、第 14 条を第 15 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第14条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第21条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、改正後の天津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第16条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

天津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第13号

天津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

天津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第33条中「第37条」を「第37条第1項」に改める。

第35条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動

又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第35条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第35条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第36条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第37条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第37条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第42条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第42条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条第1項及び第2項中「第37条」を「第37条第1項」に改める。

第50条第1項中「第34条」の次に「、第37条の2」を加え、「第37条」を「第37条第1項」に改め、同条第2項中「第34条」の次に「、第37条の2」を加え、「第37条」を「第37条第1項」に、「前条第2項」を「同条第2項」に改める。

第61条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

第70条中「第75条」を「第75条第1項」に改める。

第71条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第73条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第74条第2項中「指定療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第75条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第76条を次のように改める。

第76条 削除

第78条第2項第4号中「第76条第2項」を「次条において準用する第37条の2第2項」に改める。

第79条中「第38条、第39条第1項」を「第35条の2、第37条の2から第39条（第2項を除く。）まで」に、「第42条」を「第42条の2」に改める。

第88条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第195条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第92条中「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第93条第2項中「指定生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第95条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第96条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「及び第76条から第78条まで」を「、第77条及び第78条」に、「中「第76条第2項」とあるのは「第96条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に改める。

第96条の5中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改める。

第111条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第76条」を削り、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第111条の4中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第76条」を削る。

第124条中「第36条」を「第35条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第150条前段中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改め、同条後段中「中「第76条第2項」とあるのは「第150条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第150条の4中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78

条」に改める。

第159条第2項第4号中「第76条第2項」を「第37条の2第2項」に改める。

第160条前段中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第76条」を削り、同条後段中「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第160条の4中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第76条」を削る。

第164条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第165条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第171条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第195条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第173条前段中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改め、同条後段中「中「第76条第2項」とあるのは「第173条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第184条に次の1項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第195条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第185条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第185条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第196条の3の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第186条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「中「第76条第2項」とあるのは「第186条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第191条前段中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改め、同条後段中「中「第76条第2項」とあるのは「第191条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第195条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「中「第76条第2項」とあるのは「第195条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第195条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第195条の12及び第195条の20中「第35条から」の次に「第37条まで、第38条から」を加える。

第197条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第201条に次の1項を加える。

- 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第202条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「中「第76条第2項」とあるのは「第202条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第202条の4第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第202条の11中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「中「第76条第2項」とあるのは「第202条の11において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第202条の14第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第202条の21に次の1項を加える。

- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保

する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第202条の22中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「中「第76条第2項」とあるのは「第202条の22において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第203条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

附則第5項及び第6項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、改正後の大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第42条の2(新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20、第202条、第202条の11並びに第202条の22において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第35条の2(新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20、第202条、第202条の11並びに第202条の22において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第35条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第36条第3項(新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第124条、第195条の12並びに第195条の20において準用する場合を含む。)、第74条第2項及び第93条第2項(新条例第96条の5、第111条、第111条の4、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第202条、第202条の11及び第202条の22において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第37条の2第3項(新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第202条、第202条の11並びに第202条の22において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第37条の2第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第14号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第8号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。

第25条に次の1項を加える。

- 4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第7号）第195条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を

定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第72条の3の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第89条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、改正後の大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第32条の2(新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2(新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項及び第48条第2項(新条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第28条第3項(新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第15号

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条第11項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第16条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第21条第2項中「第29条」を「第29条の2」に改める。

第23条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第23条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第23条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条第2項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第29条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第29条の次に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録)

第29条の3 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処

理の用に供されるものをいう。)によりこれらを行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(運営規程に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第7条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」に」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第2項第3号の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「を定期的実施するとともに、」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第29条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第16号

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第31条の2」に、「第53条」を「第52条の2・第53条」に改める。

第2条第5項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第7条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第23条第2項中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第24条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)

に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第31条第1項第3号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第31条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第31条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

- (2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条に次の1項を加える。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第34条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第35条第4項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(エ)を次のように改める。

- (エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第36条第8項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第40条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第42条中「第2条第5項から第7項まで」を「第2条第6項及び第7項」に改め、「第23条まで」の次に「、第24条の2」を加え、「第31条まで」を「第31条の2まで」に、「第22条まで」を「第22条の2まで、第24条の2」に改める。

第45条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第45条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改め、同条第11項中「。以下「指定介護予防サービス等基準等条例」という。」を削る。

第47条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得られたときに限る。）。

第48条中「及び第31条」を「、第31条及び第31条の2」に、「第31条まで」を「第31条の2まで」に、「第22条まで」を「第22条の2まで」に改める。

第50条第4項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(エ)を次のように改める。

(エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第52条中「第2条第5項から第7項まで」を「第2条第6項及び第7項」に改め、「第23条まで」の次に「、第24条の2」を、「、第31条」の次に「、第31条の2」を加え、「第31条まで」を「第31条の2まで」に、「第22条まで」を「第22条の2まで、第24条の2」に改める。

第6章中第53条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第52条の2 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附則第9項中「第8条第3項」を「第8条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(運営規程に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条（新条例第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（新条例第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第3項（新条例第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第4項（新条例第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2（新条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第24条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第26条第2項第3号（新条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「を定期的実施する

とともに、」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第31条第1項(新条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条の2(新条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第31条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 8 当分の間、新条例第35条第4項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新条例第11条第1項第4号ア及び第40条第2項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 9 当分の間、新条例第50条第4項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新条例第45条第1項第4号ア及び第52条において準用する第40条第2項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の天津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第4項第1号ア(エ)及び第50条第4項第1号ア(エ)の基準によって設置されているものについては、なお従前の例による。

天津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第17号

天津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

天津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第33条の2」に、「第34条」を「第33条の3・第34条」に改める。

第2条第4項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第22条第2項中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第24条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第28条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第33条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章中第33条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第33条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第4章中第34条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第33条の3 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(運営規程に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施する

よう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第26条第2項第3号の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「を定期的実施するとともに、」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第33条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第18号

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

大津市コミュニティセンター条例（令和元年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「大津市和邇中94番地の1」を「大津市和邇高城12番地」に改める。

別表第1項第2号の表を次のように改める。

室 名	金 額
第1会議室	1時間につき 290円
第2会議室	1時間につき 290円
第3会議室	1時間につき 290円
第4会議室	1時間につき 290円
第5会議室	1時間につき 290円
和室	1時間につき 180円
調理実習室	1時間につき 290円

別表第1項第13号の表中会議室の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第19号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「」を削り、「」という）を「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第20号

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例(平成18年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同条第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加える。

附則第6条を附則第7条とし、附則第5条の次に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第6条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第15条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前の年度分の保険料の保険料率については、なお従前の例による。

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第21号

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則(第56条) 附則」に改める。

第3条第4項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項ただし書及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第5条第8項中「指定地域密着型サービス基準等条例」を「大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第17号)」に改める。

第16条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第17条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得られたときに限る。）。

第17条第12項中「サービス担当者会議」の次に「（第6項後段に規定する方法によるものを含む。）」を加える。

第22条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項中「しなれば」を「するとともに、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「及び」を「又は」に改める。

第35条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項第3号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条第3項中「入所者」を「入居者」に、「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第1項第1号ア(i)を次のように改める。

(i) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

第46条第1項第1号ア(ハ)中「を標準」を削る。

第48条第8項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第52条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(栄養管理に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第22条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第22条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第22条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(運営規程に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条及び第52条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、

次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「を定期的実施するとともに、」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第41条第1項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 9 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第41条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第41条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 10 当分の間、新条例第46条第1項第1号ア^(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 11 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第46条第1項第1号ア^(イ)後段の基準によって設置されているものについては、なお従前の例による。

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第22号

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則（第55条）
附則」に改める。

第3条第4項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第2項ただし書を次のように改める。
ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第4項及び第5項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第16条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第17条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得られたときに限る。）。

第17条第12項中「サービス担当者会議」の次に「（第6項後段に規定する方法によるものを含む。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項中「しなれば」を「するとともに、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項第3号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条第3項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第47条第8項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附則第3条第1項、第5項及び第6項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3条第1項、第5項及び第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

(栄養管理に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第20条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければならない」とする。

(運営規程に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

(認知症に係る基礎的な研修を受講に関する経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、こ

これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「を定期的実施するとともに、」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40条第1項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 9 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第40条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第40条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第23号

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第19号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則(第55条) 附則」に改める。

第3条第4項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第16条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第17条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする(入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得られたときに限る。)

第17条第12項中「サービス担当者会議」の次に「(第6項後段に規定する方法によるものを含む。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施しなければならない。
- 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。第32条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項第3号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条第3項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第47条第8項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第13条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりこれらを行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によりこれらを行うことができる。

附則第2条から第4条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条の次に次の1章を加える。

第4条の2 病床を有する診療所の開設者が、令和6年3月31日までの間に当該診療所の病床の転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附則第5条から第7条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2条から第4条までの改正規定及び附則第5条から第7条までの改正規定は、公布の日から施行する。

(栄養管理に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第20条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(運営規程に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」に」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「を定期的実施するとともに、」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40条第1項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 9 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第40条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第40条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第24号

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第14号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第5章 雑則(第40条) 附則」に改める。

第3条第4項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項第3号中「第5号」を「第6号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第4条第3項中「第1項第5号」を「第1項第6号」に改める。

第15条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第16条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする(入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得られたときに限る。)

第16条第12項中「サービス担当者会議」の次に「(第6項後段に規定する方法によるものを含む。)」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第18条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第18条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第26条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第27条第3項中「しなれば」を「するとともに、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより

従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第27条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第27条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第29条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第30条第2項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条第1項第3号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第40条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条第1項及び第12条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりこれらを行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によりこれらを行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(栄養管理に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険

法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第18条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第18条の3の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（運営規程に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第26条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第2項第3号の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「を定期的実施するとともに、」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第37条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 9 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第37条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第25号

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第14章 雑則（第277条）
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 第23条中第3項を削り、第4項を第3項とする。
- 第30条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第53条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するとともに、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第63条中「第32条」を「第32条の2」に、「第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）」に改める。

第71条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第77条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第84条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第85条第5号中「とする」の次に「。この場合におけるリハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときに限る。）」を加える。

第86条第5項中「リハビリテーション会議」の次に「（前条第5号後段に規定する方法によるものを含む。以下同じ。）」を加える。

第87条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第95条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うものとする。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うものとする。

第95条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第96条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第104条第3項を削る。

第107条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第110条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第111条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、

同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第111条の2を第111条の3とし、第111条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第113条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に改め、「第107条」と、「」の次に「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第115条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に、「第28条中」を「第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と」を削り、「及び第108条第3項」を「、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に、「第111条の2第4項」を「第111条の3第4項」に改める。

第135条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第39条」を「第40条の2」に改め、「第107条」と、「」の次に「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第139条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第143条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第144条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第146条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第148条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、」を「のうち1人以上は常勤でなければならないものとし、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は」に、「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第151条第1項第2号イ中「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「」及び「」という。)」を削る。

第155条中第7項を削り、第8項を第7項とする。

第164条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第168条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第171条第1項第2号イ中「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(Ⅱ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(Ⅱ)後段を削る。

第174条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

第178条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第179条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第181条の3中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第34条第1項中」に改め、「運営規程」と、」の次に「同項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「及び」という。)」を削り、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を、「第164条」と、」の次に「同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中」を加え、「、同条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と」を削る。

第187条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第188条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで」を「から第41条まで(第38条第5項及び第6項並びに第39条第2項を除く。)」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第194条中第7項を削り、第8項を第7項とする。

第201条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第204条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第152条第1項」を「第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項」に改める。

第209条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

第213条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第226条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

第232条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第233条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第237条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「読み替える」を「、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第245条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第248条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中」に改め、「の従業者」との次に「、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を、「基本サービスに」との次に「、同条第5項中「指定特定施設入居者生活介護の」とあるのは「基本サービスの」と」を加える。

第254条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第257条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第260条に次の1項を加える。

- 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第261条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第263条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第257条」と、」の次に「同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を、「サービス利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第265条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第257条」と、」の次に「同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を、「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第276条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第257条」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第19条中」を「第19条及び第33条第1項中」に、「「初回訪問時」を「第19条中「初回訪問時」に改め、「、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を削り、「サービス利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の1章を加える。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類す

るものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

- 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附則第4条から第6条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4条から第6条までの改正規定は、公布の日から施行する。
- （運営規程に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第30条（新条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。）、第57条（新条例第63条において準用する場合を含む。）、第77条、第87条、第96条、第107条（新条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。）、第143条、第164条（新条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条（新条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。
- （業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2（新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- （感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項（新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。）、第111条第2項（新条例第115条、第135条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。）、第144条第2項（新条例第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第260条第6項（新条例第265条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- （虐待の防止に係る経過措置）
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第40条の2（新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第40条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第57条の2第3項（新条例第63条において準用する場合を

む。)、第108条第3項(新条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条及び第204条において準用する場合を含む。)、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項(新条例第248条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 7 当分の間、新条例第171条第6項第1号ア(i)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新条例第148条第1項第3号及び第179条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 8 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第171条第6項第1号ア(i)後段の基準によって設置されているものについては、なお従前の例による。

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第26号

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年条例第53号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第5章 雑則(第34条) 附則」に改める。

第3条第5項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「ただし」の次に「、サービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用する方法により開催することができるものとし(利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときに限る。)」を加え、同条第15号中「サービス担当者会議」の次に「(第9号ただし書に規定する方法によるものを含む。以下同じ。)」を加え、同条第18号の2中「平成11年厚生省令第38号」の次に「。以下「基準省令」という。」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が基準省令第13条第18号の3の厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性

的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第24号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。
(運営規程に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第21条(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」に」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第22条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第30条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第27号

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第14章 雑則(第267条) 附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第55条の2第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条の2の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第55条の3に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第55条の4に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第55条の9の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第55条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第58条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第63条中「第52条第2項」の次に「及び第52条の2」を加え、「同条第3項」を「第52条第3項」に改め、「第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を削る。

第73条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第73条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行

われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第75条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に改め、「第51条の2第1項」の次に「及び第55条の4第1項」を加え、「、第55条の4中「第55条」とあるのは「第73条」と」を削る。

第76条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第83条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に改め、「第51条の2第1項」の次に「及び第55条の4第1項」を加え、「第55条の4中「第55条」とあるのは「第83条」を「第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第86条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第87条第1項第1号中「とする」の次に「。この場合におけるリハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときに限る。）」を加え、同項第6号中「リハビリテーション会議」の次に「（第1号後段に規定する方法によるものを含む。以下同じ。）」を加える。

第92条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に改め、「第51条の2第1項」の次に「及び第55条の4第1項」を加え、「第55条の4中「第55条」とあるのは「第92条」を「第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」に改める。

第95条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第96条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第96条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第121条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第121条の2第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止する

ための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第121条の4中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第122条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第124条中「第52条の3」の次に「、第55条の2の2」を、「第51条の2第1項」の次に「及び第55条の4第1項」を加え、「、第55条の4中「第55条」とあるのは「第121条」と」を削る。

第125条第6項を削る。

第130条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、」を「のうち1人以上は常勤でなければならないものとし、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は」に、「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第133条第1項第2号イ中「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「」及び「」という。）」を削る。

第139条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第140条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第143条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中」に、「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項」を「第121条の2第3項及び第4項」に改める。

第144条第6項を削る。

第154条第1項第2号イ中「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)後段を削る。

第157条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第158条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これ

に類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第161条第4項を削る。

第165条の3中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「(第55条の9第2項を除く。)」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第55条の4第1項中」に、「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下」を「同項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは」に改め、「」という。)」を削り、「第121条の2第3項」の次に「及び第4項」を加え、「「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第138条」を「同項、第138条並びに第140条の2第2項第1号及び第3号」に改める。

第171条の見出し中「連携等」を「連携」に改め、同条第2項を削る。

第172条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、第55条の9から第55条の11まで」を「第55条の11まで(第55条の8第5項及び第6項並びに第55条の9第2項を除く。)」に、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中」に、「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項」を「第121条の2第3項及び第4項」に改める。

第179条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第182条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「(第55条の9第2項を除く。)」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中」に、「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条の2第3項」を「第121条の2第3項及び第4項並びに第122条第2項第1号及び第3号」に改める。

第183条第6項を削る。

第194条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第195条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第198条第4項及び第203条第3項を削る。

第212条第3項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第213条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第218条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「(第55条の9第2項を除く。)」を、「第53条」の次に「、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号」を加え、「第55条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、」を「第55条の4第1項中」に改め、「第213条」との次に「、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第232条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第235条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「(第55条の9第2項を除く。)」を、「第53条」の次に「、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に改め、「受託介護予防サービス事業所」との次に「、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を、「基本サービスに」との次に「、同条第5項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護の」を「基本サービスの」と」を加える。

第243条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第246条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第247条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第249条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第243条」と、」の次に「同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を、「サービス利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第250条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第254条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、第55条の9から第55条の11まで」を「第55条の11まで(第55条の8第5項及び第6項を除く。)」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第243条」と、」の次に「同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を、「利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第263条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第243条」と、」の次に「同項、第55条の2の2第2項、第55条の3第3項第1号及び第3号並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を、「サービス利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第264条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

本則に次の1章を加える。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第267条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第51条の5第1項(第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(第160条において準用する場合を含む。))、第165条の3、第172条、第182条(第197条において準用する場合を含む。))、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条におい

て準用する場合を含む。)及び第210条第1項(第235条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりこれらを行うことができる。

- 2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によりこれらを行うことができる。

附則第3条から第5条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3条から第5条までの改正規定は、公布の日から施行する。

(運営規程に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第55条(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条(新条例第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。)、第157条、第179条、第194条、第213条、第232条及び第243条(新条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」に」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2第3項(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第121条の2第3項(新条例第143条、第165条の3、第172条及び第182条において準用する場合を含む。)、第158条第4項、第195条第4項及び第214条第4項(新条例第235条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2の2(新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新条例第160条において準用する場合を含む。))、第165条の3、第172条、第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。))、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第55条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の3第3項(新条例第63条、第75条、第85条、第94条及び第263条において準用する場合を含む。))、第122条第2項(新条例第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第140条の2第2項(新条例第160条、第165条の3、第172条、第218条及び第235条において準用する場合を含む。))及び第246条第6項(新条例第254条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の10の2(新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新条例第160条において準用する場合を含む。))、第165条の3、第172条、第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。))、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、新条例第55条の10の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 7 当分の間、新条例第154条第6項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新条例第130条第1項第3号及び第158条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看

護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第154条第6項第1号ア(ウ)後段の基準によって設置されているものについては、なお従前の例による。

大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第28号

大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則（第36条）
附則」に改める。

第3条第5項中「の機会を確保しなければ」を「を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることがで

きる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「ただし」の次に「、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとし(利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときに限る。)」を加え、同条第17号中「サービス担当者会議」の次に「(第9号ただし書に規定する方法によるものを含む。以下同じ。)」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりこれらを行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によりこれらを行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(運営規程に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第20条(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」に」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)

の規定の適用については、新条例第29条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第29号

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第10章 雑則(第204条) 附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「いう。」の次に「第48条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。第48条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「いう」の次に「。第48条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「いう」の次に「。第48条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第48条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第24条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（利用者又はその家族（以下この項、第60条の17第1項及び第88条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときに限る。）。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所

(2) 指定短期入所療養介護事業所

(3) 指定特定施設

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(6) 指定地域密着型特定施設

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 指定介護老人福祉施設

(10) 介護老人保健施設

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時

訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第51条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「第34条」を「第33条の2」に、「第41条及び第42条」を「及び第41条から第42条まで」に、「第34条第1項及び第35条」を「第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の8第3項を削る。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第60条の17第1項に後段として次のように加える。

この場合において、運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときに限る。）。

第60条の20中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替える」を「読み替える」に改める。

第60条の20の3中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第35条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と」を削り、「及び第60条の13第3項」を「、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第60条の22中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第60条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の36第2項に後段として次のように加える。

この場合において、委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

第60条の38中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第65条第1項中「又は施設」の次に「(第67条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第66条第2項中「第83条第7項」の次に「、第111条第9項」を加える。

第67条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の次に「とし、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるもの」を加える。

第70条第3項を削る。

第74条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の13第3項」を「第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第83条第6項の表(1)の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表(2)の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第84条第3項中「第112条第2項」を「第112条第3項」に改める。

第88条中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする(利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときに限る。)

第92条第3項を削る。

第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第102条に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期まで(市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することが効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第109条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第60条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第111条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第111条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。

第112条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第114条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第118条第7項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第118条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

第122条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合には、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第123条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第124条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項」を「第60条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第139条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法に

より開催することができるものとする」を加え、同条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

第146条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第147条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第150条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第35条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を削り、「第7章第4節」との次に「、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第152条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第152条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第152条第8項中「生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「又は機能訓練指導員により」を「若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第158条第6項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

第159条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得られたときに限る。）。

第159条第11項中「サービス担当者会議」の次に「（第6項後段に規定する方法によるものを含む。）」を加える。

第164条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第169条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第170条第3項中「しなければ」を「するとともに、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措

置を講じなければならない。

第172条第2項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第176条第1項第3号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第178条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項」を「第60条の11第2項」に改める。

第181条第2項第1号イを次のように改める。

イ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

第183条第8項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加え、同条中第10項を削り、第11項を第10項とする。

第187条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第188条第4項中「しなければ」を「するとともに、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第190条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の11第2項」を「第60条の11第2項」に改める。

第197条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第203条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項」を「第60条の11第2項」に、「第60条の13中」を「第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び前条において準用する場合を含む。）、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項（第190条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりこれらを行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的

方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によりこれらを行うことができる。

附則第5項及び第6項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

（運営規程に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第32条、第56条、第60条の12（新条例第60条の20の3において準用する場合を含む。）、第60条の34、第74条、第101条（新条例第203条において準用する場合を含む。）、第123条、第146条、第169条及び第187条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条の2（新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第33条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条第3項（新条例第60条において準用する場合を含む。）及び第60条の16第2項（新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第41条の2（新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第41条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第60条の13第3項（新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条及び第203条において準用する場合を含む。）、第124条第3項、第147条第4項、第170条第3項及び第188条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の2（新条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第164条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の3（新条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第164条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 9 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第172条第2項第3号（新条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「並びに」とあるのは「を定期的実施するとともに、」と、「実施する」とあるのは「実施するよう努める」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 10 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第176条第1項（新条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 11 当分の間、新条例第181条第2項第1号イの規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第152条第1項第3号ア及び第188条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 12 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第181条第2項第1号イ後段の基準によって設置されているものについては、なお従前の例による。

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第30号

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第5章 雑則（第92条）
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項を削る。

第9条第1項中「又は施設」の次に「（第11条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第10条第2項中「第45条第7項」の次に「及び第72条第9項」を加える。

第11条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の次に「とし、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるもの」を加える。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項中「しなれば」を「するとともに、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第33条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（利用者又はその家族（以下この項及び第50条において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときに限る。）。

第45条第6項の表(1)の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表(2)の項中「同じ。）、」の次に「指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）又は」を加え、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第46条第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第50条に後段として次のように加える。

この場合において、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする（利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得られたときに限る。）。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画の終期まで（市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することが効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第66条中「第29条、」の次に「第29条の2、」を加え、「第37条まで、第38条（第4項を除く。）、第39条及び第40条」を「第40条まで（第38条第4項を除く。）」に改め、「する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「第29条第3項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第33条」を「第33条第1項」に、「「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項」を「第40条第1項」に改める。

第71条第2項を削る。

第72条第1項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が、」に改め、「除く。」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第72条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。

第73条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることことができる。

第75条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第79条第3項第1号中「こと」の次に「。この場合における委員会は、テレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする」を加える。

第80条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第81条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条第3項中「しなれば」を「するとともに、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第87条中「第27条、」の次に「第29条の2、」を加え、「、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条」を「から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）」に改め、「する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「第33条」を「第33条第1項」に、「「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項」を「第40条第1項」に改める。

第88条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
 - (2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価
- 本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

- 第92条** 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含む。)及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりこれらを行うことができる。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によりこれらを行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(運営規程に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、改正後の大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第28条、第58条及び第81条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」に」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項(新条例第66条において準用する場合を含む。)及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2(新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項(新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第38条の2(新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第38条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第31号

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の一部を改正する条例
大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例(平成29年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次項及び次条第1項において」を「以下」に改め、同条第2項中「次条及び第10条において」を「以下」に改める。

第9条第3項中「次項」の次に「及び次条第2項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(意見の調整)

第9条の2 市長は、事業区域及びその周辺地域（以下「関係地域」という。）の災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の見地から必要があると認めるときは、事業計画について周辺住民等と抑制区域内申請予定者との間の意見の調整を行うことができる。

2 市長は、前項の調整を行うときは、前条第2項の意見及び見解書の内容に十分配慮しなければならない。

第10条第1項中「事業区域及びその周辺地域」を「関係地域」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(紛争の自主的解決)

第10条の2 周辺住民等及び申請予定者（第13条第3項において準用する第11条の規定による事業計画の変更の許可に係る申請をしようとする者を含む。以下この条及び次条第1項において同じ。）は、相互の立場を尊重し、紛争（特定事業の実施に伴い、関係地域に生じるおそれのある防災上又は良好な自然環境等の保全上の支障に関して、周辺住民等と申請予定者との間で生じる争いをいう。以下同じ。）が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

(あっせん)

第10条の3 周辺住民等又は申請予定者は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があった場合は、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に履行していない者からの申請であるときその他その性質上市長があっせんを行うことが適当でないとき、この限りでない。

3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うときは、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとし、必要に応じて、大津市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会の意見を聴くものとする。

(あっせんの打ち切り)

第10条の4 市長は、あっせんに係る紛争について当事者があっせんに応じないとき、又は紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

2 市長は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知するものとする。

第12条第1項第2号イ中「事業区域及びその周辺地域」を「関係地域」に改める。

第13条第3項中「前条まで」を「第10条まで及び前2条」に、「及び第10条」を「から第10条まで」に、「事業区域及びその周辺地域」を「関係地域」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(大津市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会)

第22条の2 紛争の自主的な解決を図るために必要な事項を調査審議するため、本市に大津市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に定める事項を調査審議するほか、第10条の3第3項の規定に基づき、市長に対し意見を述べるものとする。

3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例第8条第1項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議が開始されている特定事業については、なお従前の例による。

大津市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
 大津市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。
 第33条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。
 第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

- 第44条** 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。
- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。
- 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、大津市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第59号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市道路占用料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第33号

大津市道路占用料条例の一部を改正する条例

大津市道路占用料条例（昭和28年条例第5号）の一部を次のように改正する。
 別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	7円
			その他のもの		22円
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,770円
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,470円	
		地下に設けるもの		730円	
その他のもの				2,210円	

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第34号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

第10条第1項から第3項までの規定中「市営住宅の」を削り、同条第5項中「市営住宅の入居決定者」を「入居決定者」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「市営住宅の入居決定者」を「入居決定者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、連帯保証人を確保することが困難であると認められる入居決定者が次の各号のいずれかに該当する者のうち市長が適当と認める者と保証委託契約（家賃の支払に係る債務その他の市営住宅の使用から生じる債務の保証を入居者が委託することを内容とする契約をいう。）を締結したときは、同項の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

- (1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人
- (2) 家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第2条第2項に規定する家賃債務保証業者

第17条第1項及び第40条中「第10条第5項」を「第10条第6項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に行われた市営住宅の入居の申込みに係る入居の手続を行う者が提出する請書の連帯保証人の連署については、改正後の第10条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第35号

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「115メートル以下及び字西山の一部」を「160メートル以下」に改める。

附 則

この条例は、企業局管理規程で定める日から施行する。

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第36号

大津市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の部伊香立幼稚園の項を削り、同部真野北幼稚園の項中「真野北幼稚園」を「伊香立・真野北幼稚園」に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第37号

大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

（大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第1条 大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」の次に「別表1を除き、」を加える。

第2条を次のように改める。

(団員の種類)

第2条 団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

- 2 基本団員は、次項に規定する機能別団員以外の団員とする。
- 3 機能別団員は、市長が指定する特定の消防事務に従事する団員とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(定員)

第2条の2 団員の定数は、次の各号に掲げる団員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 基本団員 1,293人
- (2) 機能別団員 20人
- 2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号。以下「政令」という。)第4条第1項第1号の条例定員は、前項各号に定める数を合計した数とする。
- 3 政令第4条第3項の条例定員は、第1項第1号に定める数とする。

第3条中「推せん」を「推薦」に改め、同条第1号中「又は勤務」を「通勤し、又は通学」に改める。

第8条の見出しを「(不在の届出)」に改め、同条中「当該消防団の管轄区域」を「10日(分団長以上の者にあつては、2日)以上居住地」に、「次の各号の区分により、団長は」を「団長にあつては」に、「分団長は」を「分団長及び機能別団員にあつては」に、「その他の団員は分団長に」を「基本団員にあつては分団長に、それぞれ」に改め、同条各号を削る。

別表1を次のように改める。

別表1 (第11条関係)

種類	区分	金額
基本団員	団長	年額 91,000円
	副団長	年額 67,500円
	分団長	年額 50,000円
	副分団長	年額 38,500円
	部長	年額 27,500円
	班長	年額 24,000円
	団員	年額 21,000円
機能別団員	団員	年額 5,000円

(大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 大津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「のもの」の次に「(大津市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年条例第51号)第2条第1項に規定する基本団員に限る。以下「非常勤消防団員」という。)」を加え、「場合には」を「場合にあつては」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。